

G-1-1-10

総合行政ネットワークASP登録及び接続資格審査要領

令和6年3月11日

地方公共団体情報システム機構

目 次

第 1 章 総則	1
第 1 条 (目的)	1
第 2 条 (審査の依頼)	1
第 3 条 (セキュリティポリシーの遵守)	1
第 4 条 (品質特性の保持)	1
第 5 条 (審査資料の要求)	2
第 2 章 ファシリティサービスの審査	2
第 6 条 (機器類設置環境要件の遵守)	2
第 7 条 (公的基準等の準拠)	3
第 8 条 (登録の免除)	3
第 3 章 通信サービスの審査	3
第 9 条 (閉域性の確保)	3
第 10 条 (帯域の確保)	3
第 11 条 (常時接続性の確保)	3
第 12 条 (インターフェイスの条件)	3
第 13 条 (IP アドレスの割当て)	3
第 4 章 ホスティングサービスの審査	4
第 14 条 (サービスの提供に必要な機器の設置)	4
第 15 条 (セキュリティ条件の遵守)	4
第 16 条 (IP アドレスの付与)	5
第 17 条 (IP アドレスの管理)	5
第 18 条 (ドメイン名の管理)	5
第 19 条 (ファイアウォール設定情報の管理)	5
第 20 条 (外部ネットワークからの IP リーチャビリティの遮断)	5
第 21 条 (外部ネットワークとのアクセス制御)	5
第 22 条 (LGWAN-ASP と LGWAN 外部電子契約サービス間の通信に係る要件の遵守)	5
第 23 条 (LGWAN-ASP と LGWAN 外部閉域利用サービス間の通信に係る要件の遵守)	6
第 24 条 (サーバセキュリティの保持)	6
第 5 章 アプリケーション及びコンテンツサービスの審査	7
第 25 条 (サービス利用者に対する運用及び危機管理体制の整備)	7
第 26 条 (サービスの内容)	7
第 27 条 (利用できるプロトコルの制限)	7
第 28 条 (個人情報等保護に関する法令及びガイドラインの遵守)	7

総合行政ネットワーク ASP 登録及び接続資格審査要領

	平成14年11月26日	総合行政ネットワーク運営協議会承認
全部改正	平成15年9月9日	
改正	平成18年12月15日	
改正	平成19年5月24日	
改正	平成24年4月1日	
改正	平成26年4月1日	
改正	平成27年7月1日	
改正	令和3年2月1日	
改正	令和5年5月8日	
改正	令和5年7月12日	
改正	令和6年3月11日	

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、総合行政ネットワーク(以下「LGWAN」という。)におけるLGWAN-ASPサービス、LGWAN及びLGWAN-ASPを経由して外部ネットワークから地方公共団体に対して提供する電子契約アプリケーション(以下「LGWAN外部電子契約サービス」という。)及びクラウドサービスに設定された閉域の利用領域からLGWAN及びLGWAN-ASPを経由して地方公共団体に対して提供するサービス(以下「LGWAN外部閉域利用サービス」という。)の登録申込及び接続申込の審査(以下「登録審査」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

栖霞査の依頼)

第2条 登録審査は、随時に受付を行う。

(セキュリティポリシーの遵守)

第3条 LGWANにおいて、ファシリティサービス、通信サービス、ネットワーク層及び基盤アプリケーションサービス、ホスティングサービス、アプリケーション及びコンテンツサービス、LGWAN外部電子契約サービス並びにLGWAN外部閉域利用サービスを提供する者(以下「サービス提供者」と総称する。)は、ASP提供機器の設置に関する規定及び地方公共団体情報システム機構総合行政ネットワーク基本規程(以下「基本規程」という。)第11条に定めるセキュリティ基本方針を遵守しなければならない。

(品質特性の保持)

第4条 サービス提供者は、提供するサービスの安全性、効率性及び操作性等品質特性を保持しなければならない。

(審査資料の要求)

第 5 条 サービス提供者は、LGWAN運営主体 (以下「運営主体」という。) から登録審査に必要とする資料の要求があった場合には、その要求に応じなければならない。

第 2 章 ファシリティサービスの審査

(機器類設置環境要件の遵守)

第 6 条 サービス提供者のうちでファシリティサービスを提供する者 (以下「ファシリティサービス提供者」という。) は、ホスティングサービスの提供に係る機器の設置環境として、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 建物及び室は、火災、水、落雷、電界、磁界及び空気汚染の被害を受ける恐れのない場所に設けること。
- (2) 設置場所であることの所在を明記しないこと。
- (3) 外部及び共用部分に面する窓は、防災、防犯の措置及び外光による影響を受けない措置を講ずること。
- (4) 出入口は、不特定多数の人が利用する場所を避けるとともに、入退室の管理を行うこと。
- (5) 建物及び室は、建築基準法に規定する耐火性能を有すること。
- (6) 建物及び室は、水の被害を防止する措置を講ずること。
- (7) 建物及び室の内装、什器・備品は、不燃、防災性能を有する材料を用いるとともに静電気による影響を防止する措置を講ずること。
- (8) 建物及び室は、避雷設備、火災報知設備、消火設備、非常照明設備、避難器具、小動物被害防止設備等の建築設備を設置すること。
- (9) 設置場所は、一般の事務室、居室とは分離した独立した部屋であること。
- (10) 情報漏えい、記録媒体の盗難防止措置を講ずること。
- (11) 機器の所要電力を安定的に供給できること。LGWAN に接続するための専用機器 (以下「LGWAN 接続ルータ」という。) を設置する場合は、供給電源として、単相 100V の電圧並びに LGWAN 接続ルータの機器諸元に示す所要電力を安定的に供給できること。
- (12) 電源設備は、専用の分電盤又は専用の電源配線によるコンセントを設けること。
- (13) 機器の動作環境に配慮し、適切な空気調和設備を設置すること。LGWAN 接続ルータを設置する場合は、動作温度は 0 から 40 、湿度は 10% から 85% の範囲で安定的に保持するとともに結露が発生しない動作環境であること。
- (14) 空気調和設備は、防災、防犯及び水漏れ防止の措置を講ずること。
- (15) 建物及び室の人の出入り、防災設備及び防犯設備の作動、電源設備及び空気調和設備の稼動状況について適切な監視が可能であること。
- (16) 建物及び室は、地震の被害の恐れのある場所、位置を避けて設置すること。
- (17) 建物は、建築基準法に規定する耐震構造とすること。
- (18) 開口部、内装、設備、什器・備品は、落下、転倒及び振動等地震による被害を防止する措置を講ずること。
- (19) 日本国の法律が及びる範囲に設置すること。

(公的基準等の準拠)

第 7 条 ファシリティサービス提供者は、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度、若しくは相当の基準を満たし、その認証等を取得することを原則とする。認証等の取得が困難な場合にあつては、登録申請における所定の審査要件を満たすものとする。

(登録の免除)

第 8 条 第 7 条の規定にかかわらずLGWANに接続する地方公共団体又は基本規程第 7 条第 2 項の規定によりLGWANの機能の提供を受けることができることとされた団体(以下「地方公共団体等」という。)がホスティングサービスを行う場合に限り、自らのローカルネットワークを設置するファシリティを利用する場合は、総合行政ネットワーク接続約款第 1 8 条に規定するところにより、ファシリティサービスの登録を免除する。

第 3 章 通信サービスの審査

(閉域性の確保)

第 9 条 サービス提供者のうちで通信サービスを提供する者(以下「通信サービス提供者」という。)は、LGWAN用途の専用回線として、物理的又は論理的な閉域性を確保し、第三者によるアクセスを遮断する構成としなければならない。

(帯域の確保)

第 1 0 条 通信サービス提供者は、前条で確保したLGWAN専用チャンネルについて、帯域を確保し、保証しなければならない。

(常時接続性の確保)

第 1 1 条 通信サービス提供者は、提供する回線において、常時接続性を確保しなければならない。

(インターフェイスの条件)

第 1 2 条 通信サービス提供者は、東/西日本セキュリティゲートウェイ設備又は都道府県ロード設備に対して10BASE-T、100BASE-TX又は1000BASE-T (RJ45)に対応したEthernet接続のインターフェイス、また、ホスティングサービス等に設置するLGWAN接続ルータに対して、10BASE-T、100BASE-TX 又は1000BASE-T(RJ45) に対応したEthernet接続のインターフェイスを提供しなければならない。

(IP アドレスの割当て)

第 1 3 条 通信サービス提供者は、通信サービスに必要なIPアドレスについて、原則として、

ネットワーク層及び基盤アプリケーションサービス提供者である運営主体が付与することが可能なサービスを提供しなければならない。

第4章 ホスティングサービスの審査

(サービスの提供に必要な機器の設置)

第14条 サービス提供者のうちでホスティングサービスを提供する者(以下「ホスティングサービス提供者」という。)は、LGWANへの接続の際にLGWAN接続ルータを第6条の要件を満たすファシリティ施設に設置しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、LGWAN-ASPホスティングサービスの提供に必要な機器は、第6条の要件を満たすファシリティ施設又は総合行政ネットワークASP接続技術仕様書の2.1の要件を満たすIaaSクラウド(以下「IaaSクラウド」という。)に設置しなければならない。

3 LGWANに接続する地方公共団体等がホスティングサービス提供者となる場合は、接続申請にあたり、第8条の規定するところによるファシリティを利用することを所定の様式により届け出るものとする。

(セキュリティ条件の遵守)

第15条 ホスティングサービス提供者は、総合行政ネットワークASPサービス用アプリケーションサーバネットワークとLGWAN接続ルータを接続する際、それに係るセキュリティについて、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) LGWAN との接続に関する機器や設備の管理体制を整備し、管理する責任者を定めてあること。
- (2) LGWAN の接続に関し、セキュリティ対策、運用管理の適正かつ円滑な運用に携わる運用管理者を定めてあること。
- (3) LGWAN の接続に関し、セキュリティ対策に取り組むための基本的な方針(セキュリティポリシー)が定められていること。
- (4) LGWAN の接続に関し、セキュリティ対策、運用管理に係る教育、訓練に関する計画及び実施の体制を確立していること。
- (5) LGWAN の接続に関し、セキュリティ対策、運用管理に関する自主診断の体制が確立していること(実施状況診断体制や手続きの内部規定化等)。
- (6) LGWAN の接続に関し、障害、不正アクセス発見等緊急事態の発生時における対応策を危機管理計画として策定し、関連部門の責任者、職員に周知していること。
- (7) LGWAN の接続に関し、建物又は室への入退室管理や入室者の資格審査がされていること。
- (8) LGWAN の接続に関し、建物又は室の出入口の鍵は定められた場所に保管し、厳正な管理がされていること。
- (9) LGWAN の接続に関し、各種資源(データ、プログラム、ネットワーク、入出力機器、記憶領域等)へのアクセス権限者を明確に定めていること。

- (10) LGWAN の接続に関し、パスワード、識別カード等の登録、発行、更新、抹消、保管について管理方針を定め、特定の者が管理していること。
- (11) LGWAN の接続に関し、ネットワークには、ファイアウォール機能を有した通信機器を設置し、不正アクセスを防止する措置が講じられていること。
- (12) LGWAN の接続に関し、データ、プログラム及び文書の管理体制を整備し、管理者を定めてあること。

(IP アドレスの付与)

第 16 条 ホスティングサービス提供者は、LGWANに公開するサーバに割り当てるIPアドレスについて、運営主体が割り当てるIPアドレスを利用しなければならない。

(IP アドレスの管理)

第 17 条 ホスティングサービス提供者は、前条で定めるIPアドレスを適正に管理しなければならない。

(ドメイン名の管理)

第 18 条 ホスティングサービス提供者は、運営主体から割り当てられたドメイン名を適正に管理しなければならない。

(ファイアウォール設定情報の管理)

第 19 条 ホスティングサービス提供者は、LGWAN側ファイアウォール及び外部ネットワーク側ファイアウォールの設定及び管理を適正に行わなければならない。

(外部ネットワークからの IP リーチャビリティの遮断)

第 20 条 ホスティングサービス提供者は、外部ネットワーク側からLGWANへのIPリーチャビリティがないことを保証しなければならない。

(外部ネットワークとのアクセス制御)

第 21 条 ホスティングサービス提供者は、LGWAN以外のネットワークに対してアプリケーションサーバを公開する場合には、ファイアウォールを設置し、適切なアクセス制御を実施しなければならない。

(LGWAN-ASP と LGWAN 外部電子契約サービス間の通信に係る要件の遵守)

第 22 条 ホスティングサービス提供者は、LGWAN外部電子契約サービスと接続する場合の通信要件として、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) LGWAN-ASP と LGWAN 外部電子契約サービス間は、専用回線、IP-VPN、広域イーサネット等の閉域回線で接続すること。
- (2) LGWAN-ASP と LGWAN 外部電子契約サービス間の通信を暗号化すること。
- (3) LGWAN-ASP と LGWAN 外部電子契約サービス間の通信においては、通信元と通信先の IP ア

ドレス及び通信プロトコルを限定すること。

2 ホスティングサービス提供者は、LGWAN外部電子契約サービスとの接続に当たって、次の各号に掲げる要件を遵守しなければならない。

- (1) LGWAN外部電子契約サービスとの接続に当たっては、第20条の規定するところによるLGWANへのIPリーチャビリティがないことを保証すること。
- (2) LGWAN-ASPとLGWAN外部電子契約サービスとの通信について、必要な通信先、プロトコル以外の通信ができないように対策を講じること。
- (3) LGWAN外部電子契約サービスと接続するためのネットワーク機器、端末、サーバ等のOS環境において、意図しない通信やアプリケーションが実行可能な設定となっている状態や、脆弱性を抱えた状態を放置しないよう対策を講じること。
- (4) LGWAN外部電子契約サービスと接続するためのネットワーク機器、端末、サーバ等において、当該接続に係る通信ログを取得し保全すること。

(LGWAN-ASP と LGWAN 外部閉域利用サービス間の通信に係る要件の遵守)

第23条 ホスティングサービス提供者は、LGWAN外部閉域利用サービスと接続する場合の通信要件として、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) LGWAN-ASP と LGWAN 外部閉域利用サービス間には、専用回線、IP-VPN、広域イーサネット等の閉域回線で接続すること。
- (2) LGWAN-ASP と LGWAN 外部閉域利用サービス間の通信においては、通信元と通信先の IP アドレス及び通信プロトコルを限定すること。

2 ホスティングサービス提供者は、LGWAN外部閉域利用サービスとの接続に当たって、次の各号に掲げる要件を遵守しなければならない。

- (1) LGWAN外部閉域利用サービスとの接続に当たっては、LGWAN-ASPにLGWAN向けの公開アプリケーションサーバを設置し、当該LGWAN外部閉域利用サービスからのアクセスは、このアプリケーションサーバに対して行われるようにすること。
- (2) LGWAN-ASPとLGWAN外部閉域利用サービスとの通信について、必要な通信先、プロトコル以外の通信ができないように対策を講じること。
- (3) LGWAN外部閉域利用サービスと接続するためのネットワーク機器、端末、サーバ等のOS環境において、意図しない通信やアプリケーションが実行可能な設定となっている状態や、脆弱性を抱えた状態を放置しないよう対策を講じること。
- (4) LGWAN外部閉域利用サービスと接続するためのネットワーク機器、端末、サーバ等において、当該接続に係る通信ログを取得し保全すること。
- (5) LGWAN外部閉域利用サービスの稼働するクラウドの利用領域が第51条の要件を満たしていることを定期的に確認し、J-LISへ報告すること。
- (6) LGWAN外部閉域利用サービスが稼働するクラウドの利用領域以外に接続しないこと。

(サーバセキュリティの保持)

第24条 ホスティングサービス提供者は、オペレーティングシステム及びプログラムプロダ

クトレベルでのサーバセキュリティに関する一切の責任を負うものとする。

第5章 アプリケーション及びコンテンツサービスの審査

(サービス利用者に対する運用及び危機管理体制の整備)

第25条 アプリケーション及びコンテンツサービスを提供する者(以下「アプリケーションサービス提供者」という。)は、サービス利用者に対してサービス提供における運用及び危機管理体制の整備を適切に行わなければならない。

(サービスの内容)

第26条 アプリケーションサービス提供者は、地方公共団体の行政目的に資するサービスを提供しなければならない。

(利用できるプロトコルの制限)

第27条 アプリケーションサービス提供者は、地方公共団体情報システム機構が定める通信可能なプロトコル及びそのポート番号を利用しなければならない。

(個人情報等保護に関する法令及びガイドラインの遵守)

第28条 アプリケーションサービス提供者は、個人情報を取り扱う場合、個人情報保護法や個人情報保護条例等、個人情報保護に関する法令及びガイドラインを遵守しなければならない。

(秘密保持義務)

第29条 アプリケーションサービス提供者及び提供者であった者は、利用者の情報を取り扱う場合、利用者に関して知り得た秘密の保持義務を徹底し、外部へ漏えいしてはならない。

(ドメイン名の指定)

第30条 アプリケーションサービス提供者は、ネットワーク層及び基盤アプリケーションサービス提供者である運営主体が指定するドメイン名(以下「ドメイン名」という。)を利用しなければならない。

(利用契約の締結)

第31条 アプリケーションサービス提供者は、サービス利用者との間で締結するサービス利用契約等において定めたサービス提供及び運用に係る管理責任を負うものとする。

(知的所有権に関する法令の遵守)

第32条 アプリケーションサービス提供者は、著作権法、特許法等知的所有権に関する法令に違反していないことを遵守しなければならない。

第6章 LGWAN 外部電子契約サービスの審査

(サービス利用者に対する運用及び危機管理体制の整備)

第33条 LGWAN外部電子契約サービスを提供する者(以下「LGWAN外部電子契約サービス提供者」という。)は、サービス利用者に対してサービス提供における運用及び危機管理体制の整備を適切に行わなければならない。

(サービスの内容)

第34条 LGWAN外部電子契約サービス提供者は、地方公共団体の行政目的に資するサービスを提供しなければならない。

(サプライチェーン事業者間の合意)

第35条 LGWAN外部電子契約サービス提供者が、サプライチェーン事業者が提供するサービスを利用してLGWAN外部電子契約サービスを提供する場合は、事業者間で契約やSLAを締結し、その内容を文書化して利用者に提示しなければならない。

(セキュリティ監査の受入れ)

第36条 LGWAN外部電子契約サービス提供者は、LGWAN外部電子契約サービスについて、LGWANの各種規程に定める事項に関する監査の要請があった際は、LGWAN運営主体又は外部の監査法人による監査を受け入れなければならない。

2 LGWAN外部電子契約サービス提供者が、サプライチェーン事業者が提供するサービスを利用してLGWAN外部電子契約サービスを提供する場合には、サプライチェーン事業者が提供するサービスについても、ログ記録等により前項に定める監査ができるようにしなければならない。

(個人情報等保護に関する法令及びガイドラインの遵守)

第37条 LGWAN外部電子契約サービス提供者は、個人情報を取り扱う場合、個人情報保護法や個人情報保護条例等、個人情報保護に関する法令及びガイドラインを遵守しなければならない。

2 LGWAN外部電子契約サービス提供者は、提供するLGWAN外部電子契約サービスについて、ISO/IEC 27018を取得しているか、個人情報の保護対策(認証、Pマーク取得、外部監査、PIA、マネジメントシステム等)を公開していなければならない。

(秘密保持義務)

第38条 LGWAN外部電子契約サービス提供者及び提供者であった者は、利用者の情報を取り扱う場合、利用者に関して知り得た秘密の保持義務を徹底し、外部へ漏えいしてはならない。

(利用契約の締結)

第39条 LGWAN外部電子契約サービス提供者は、サービス利用者との間で締結するサービス利用契約等において定めたサービス提供及び運用に係る管理責任を負うものとする。

(知的所有権に関する法令の遵守)

第40条 LGWAN外部電子契約サービス提供者は、著作権法、特許法等知的所有権に関する法令に違反していないことを遵守しなければならない。

(セキュリティ条件の遵守)

第41条 LGWAN外部電子契約サービス提供者は、LGWAN外部電子契約サービスのセキュリティについて、次の各号に掲げる要件を満たし、要件を満たすことの証跡となる書面を運営主体に提出しなければならない。

- (1) LGWAN 外部電子契約サービスは、ISO/IEC 27017 又は ISMAP の認証を取得していること。
- (2) LGWAN 外部電子契約サービス提供者は、サービス提供基盤には、日本の法令の範囲内で運用できるデータセンター設備を利用すること。
- (3) LGWAN 外部電子契約サービス利用者の情報資産と、他者の情報資産とを区別すること。
- (4) LGWAN 外部電子契約サービス利用者の情報資産の保存領域を暗号化すること。
- (5) LGWAN 外部電子契約サービス利用者が、LGWAN 外部電子契約サービス上の自身の情報資産へアクセスする際には、ユーザ認証等による適切なアクセス制御が行われるよう対策を講じること。
- (6) LGWAN 外部電子契約サービスがインターネット向けのサービスを提供している場合は、インターネットからサービスへのアクセスについて、ログイン認証等の適切なアクセス制限を実施すること。
- (7) インターネットとの接続がある場合は、インターネット回線を介した攻撃に対する防御策として、ファイアウォール等での適切な通信制御及び WAF、IDS/IPS 等でのインターネットからの攻撃対策を実施すること。
- (8) マルウェア対策等の不正プログラム対策を実施すること(振る舞い検知、シグネチャーマッチング方式等)。
- (9) LGWAN 及び LGWAN-ASP からアクセスする Web サイトは、信頼された機関により発行されたサーバ証明書をを用いた HTTPS 通信とし、Web サイトの成りすまし防止対策を実施すること。

(電子署名付きファイルの受渡し)

第42条 LGWAN外部電子契約サービスが電子署名を付与したファイルを、テキスト化、画像化等を行うことなくLGWANへ受け渡す場合には、電子署名を付与する前の原本ファイルが、LGWANからアップロードされたものでなければならない。

- 2 LGWAN外部電子契約サービスは、前項の機能として接続元のネットワーク(LGWAN及びLGWAN-ASPネットワーク又はインターネット等の外部ネットワーク)を識別する方法及び識別

結果に応じて電子ファイルのアップロード及びダウンロードを制限するための具体的な手法を示す書面を運営主体に提出しなければならない。

第7章 LGWAN 外部閉域利用サービスの審査

(サービス利用者に対する運用及び危機管理体制の整備)

第43条 LGWAN外部閉域利用サービスを提供する者(以下「LGWAN外部閉域利用サービス提供者」という。)は、サービス利用者に対してサービス提供における運用及び危機管理体制の整備を適切に行わなければならない。

(サービスの内容)

第44条 LGWAN外部閉域利用サービス提供者は、地方公共団体の行政目的に資するサービスを提供しなければならない。

(サプライチェーン事業者間の合意)

第45条 LGWAN外部閉域利用サービス提供者が、サプライチェーン事業者が提供するサービスを利用してLGWAN外部閉域利用サービスを提供する場合は、事業者間で契約やSLAを締結し、その内容を文書化して利用者に提示しなければならない。

(セキュリティ監査の受入れ)

第46条 LGWAN外部閉域利用サービス提供者は、LGWAN外部閉域利用サービスについて、LGWANの各種規程に定める事項に関する監査の要請があった際は、LGWAN運営主体又は外部の監査法人による監査を受け入れなければならない。

2 LGWAN外部閉域利用サービス提供者が、サプライチェーン事業者が提供するサービスを利用してLGWAN外部閉域利用サービスを提供する場合には、サプライチェーン事業者が提供するサービスについても、ログ記録等により前項に定める監査ができるようにしなければならない。

(個人情報等保護に関する法令及びガイドラインの遵守)

第47条 LGWAN外部閉域利用サービス提供者は、個人情報を取り扱う場合、個人情報保護法や個人情報保護条例等、個人情報保護に関する法令及びガイドラインを遵守しなければならない。

(秘密保持義務)

第48条 LGWAN外部閉域利用サービス提供者及び提供者であった者は、利用者の情報を取り扱う場合、利用者に関して知り得た秘密の保持義務を徹底し、外部へ漏えいしてはならない。

(利用契約の締結)

第49条 LGWAN外部閉域利用サービス提供者は、サービス利用者との間で締結するサービス利用契約等において定めたサービス提供及び運用に係る管理責任を負うものとする。

(知的所有権に関する法令の遵守)

第50条 LGWAN外部閉域利用サービス提供者は、著作権法、特許法等知的所有権に関する法令に違反していないことを遵守しなければならない。

(セキュリティ条件の遵守)

第51条 LGWAN外部閉域利用サービス提供者は、LGWAN外部閉域利用サービスのセキュリティについて、次の各号に掲げる要件を満たし、要件を満たすことの証跡となる書面を運営主体に提出しなければならない。

- (1) LGWAN 外部閉域利用サービスが稼働するクラウドは、ISMAP 又は ISMAP-LIU の認証を取得していること。
- (2) LGWAN 外部閉域利用サービスが稼働するクラウドは、日本の法令の範囲内で運用できるデータセンター設備とすること。
- (3) LGWAN 外部閉域利用サービスが稼働するクラウドの利用領域が、インターネット等と論理的な接続点を有さないネットワーク構成とされており、LGWAN-ASP からの接続に限定されていること。
LGWAN 外部閉域利用サービスの運用及び保守用画面についても、閉域回線でのアクセスに限定されていること。
- (4) LGWAN 外部閉域利用サービスが稼働するクラウドの管理画面にインターネットからアクセスする場合は、多要素認証を行うこと。
- (5) LGWAN との接続を中継する LGWAN-ASP ホスティングサービス提供者に対して、LGWAN 外部閉域利用サービスの閉域性の設定を常に確認できる権限を付与すること。

附則

この約款は、平成14年11月26日から施行する。

附則

この改正約款は、平成15年9月9日から適用する。

附則

この改正約款は、平成18年12月15日から適用する。

附則
この改正約款は、平成 19 年 5 月 24 日から適用する。

附則
この改正約款は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附則
(施行期日)
第 1 条 この要領は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

(財団法人地方自治情報センターの解散並びに権利及び義務の承継等)
第 2 条 地方公共団体情報システム機構法附則第 5 条第 1 項に基づき、総合行政ネットワークを運営する主体についても、機構が継承するものとする。

附則
この改正要領は、平成 27 年 7 月 1 日から適用する。

附則
この改正要領は、令和 3 年 2 月 1 日から適用する。

附則
この改正要領は、令和 5 年 5 月 16 日から適用する。

附則
この改正要領は、令和 5 年 7 月 12 日から適用する。

附則
この改正要領は、令和 6 年 3 月 11 日から適用する。